

徳島県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和四年五月十三日

徳島県知事      飯   泉   嘉   門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）に規定する家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納された家賃及び駐車場の使用料の収納の事務